

事業者の皆さんへ

宇治市中小企業低利融資制度のご案内 (マル宇制度)

この制度は、事業者の皆さんに対し、事業資金を低利で融資し、経営の安定と健全な発展を図ることを目的とした制度です。

また、利用者の負担を軽減するため、信用保証料と支払利子の一部について、補給を行っています。

◇制度の概要（詳細は裏面参照）

融 資 額	運転資金 2,000万円以内 設備資金 3,000万円以内 併 用 3,000万円以内
融 資 期 間	運転資金5年以内・設備資金7年以内
利 率	年1.3% ※令和2年4月1日以降に実行のあった融資について適用されます。
融 資 対 象	個人事業者は代表者の住所が、法人事業者は本店または支店の登記が市内に1年以上あり、継続して1年以上事業を営み、市税を完納し、保証協会の保証対象となる中小企業者、組合又は特定非営利活動法人
連 帯 保 証 人	個人事業者 不要 法人事業者 原則として法人代表者以外は不要
補 給 内 容	信用保証料を1/2（50パーセント）補給 支払利子額を2年間補給

◇申し込みは、取扱金融機関窓口へ

宇治市中小企業低利融資制度（略称「マル宇制度」）について

◆融資の申込資格について

融資申込みには、次のような資格要件が必要です。

- 1 融資申込み時において、宇治市内に引き続き1年以上住所を有する中小企業者、組合又は特定非営利活動法人（以下「事業者」という。）であること。
 - (1) 個人事業者の場合、代表者の住所が宇治市内にあること。
 - (2) 法人事業者の場合、宇治市内に本店又は支店を登記していること。
- 2 1年以上継続して同一事業を営んでいる事業者であること。
- 3 市税の滞納がないこと。
- 4 京都信用保証協会の保証対象業種であること。
※中小企業者の定義（資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当していること）

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下

◆融資の条件について

- 1 資金使途は「運転資金」及び「設備資金」で、融資限度額は「運転資金」2,000万円、「設備資金」3,000万円、「運転・設備併用」3,000万円、1企業当たり3,000万円以内です。（10万円単位で融資が受けられます）
- 2 融資期間は「運転資金」が5年以内、「設備資金」が7年以内で、融資金利は年1.3%※です。
※令和2年4月1日以降に実行のあった融資について適用されます。
- 3 返済方法は、元金均等月賦返済で必要に応じて6カ月以内の据置期間があります。
- 4 連帯保証人については原則として下記のとおりです
 - (1) 個人事業者の場合 不要
 - (2) 法人事業者の場合 当該法人代表者以外の連帯保証人は不要
 - (3) 組合の場合 当該代表理事以外の連帯保証人は不要
- 5 無担保扱いとしますが、必要に応じて担保を提出いただく場合があります。

◆融資の申し込みについて

下記書類等を添えて取扱金融機関窓口へお申し込みください。

【 共 通 】・市税の完納証明書・信用保証委託申込書

【法人の場合】・商業登記簿謄本(写)・定款(写)・決算書(勘定科目明細)直近2期分(写)

【個人の場合】・住民票・確定申告書直近2期分(写)

※設備資金の場合は上記に加えて、設備計画書・見積書又は契約書・カタログ・家主の承諾書などが必要

<必要に応じ添付いただく書類>

許認可書(写)・試算表(直近月)・資金繰表・不動産登記簿謄本・賃貸契約書(写)・現在借入れ中の全融資の返済予定表(写)

◆取扱金融機関について

この制度の取扱金融機関は、次の通りです。

株式会社 京都銀行	京都中央信用金庫	京都信用金庫
株式会社 南都銀行	株式会社 滋賀銀行	

◆補給制度について

宇治市では、マル宇融資をご利用いただいた皆さんの負担の軽減を図り、企業経営の安定を支援するため、信用保証料と支払利子の一部を補給する制度を設けています。補給を受けるためには、補給申請が必要となります。

信用保証料補給	1/2（50パーセント）補給します
利 子 補 給	支払利子を2年間補給します

※利子補給を受けるためには、利子補給の対象となる期間の属する年の翌年1月1日現在で、事業をしており、宇治市内に住所(法人の場合は本店又は支店の登記)があり、市税に滞納がないことが要件となります。

◆融資手続について

